

7 保医医人第 2 4 6 0 号
令和 8 年 1 月 1 3 日

都内各医療機関 管理者 殿

東京都保健医療局医療政策部長

新 倉 吉 和
(公 印 省 略)

東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金の交付申請受付期間の延長について（通知）

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和 7 年 8 月 1 日付 7 保医医人第 1247 号により通知いたしました標記の補助金につきまして、交付申請期間を延長しますので通知いたします。

本補助金は生産性向上・職場環境等整備にかかる幅広い取組みが補助対象となっておりますので、未申請の医療機関におかれましては、交付要綱をご確認の上、遅滞なくお手続きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 交付申請受付期間の延長

延長前：令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで

延長後：令和 8 年 1 月 3 1 日まで

2 補助対象医療機関、事業及び対象経費

東京都内に所在し、令和 7 年 3 月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（内科・歯科）、無床診療所（内科・歯科）及び訪問看護ステーションにおいて、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に以下の業務効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））に、所要の経費に相当する補助金を支給する。

（1）I C T 機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WE B 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（2）タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（3）給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善（一時金を含む）

3 補助金の算定方法

(1) 病院・有床診療所（医科・歯科）

許可病床数×4万円 ※4床以下の場合は18万円

(2) 無床診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション

1施設×18万円

※いずれの場合も補助率は10分の10

4 申請の方法

別紙1「申請の流れについて」をご参照のうえ、該当する方法で申請をお願いいたします。

なお、医療機関及び都における手続きの簡便化の観点から、申請は費用確定後の確定払いを推奨しております。概算払いでの申請も可能ですが、概算払いを希望される場合は、申請様式にその旨をご記載ください。また、コールセンター、申請受付及び審査業務を株式会社JTBに委託しておりますので、ご承知おきください。

5 申請期限 ※郵送提出の場合には必着となる日

(1) 交付申請 令和8年1月31日（土曜日） ※延長後

(2) 実績報告 令和8年2月28日（土曜日）

6 申請フォーム及び書類提出先

(1) jGrants を使用して申請する場合

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDU2TMAX>

(2) 郵送で申請する場合

ア. WEB 事前受付フォーム

<https://c018e407.form.kintoneapp.com/public/tokyo-productivity>

イ. 書類提出先

〒137-8691 新東京郵便局私書箱 106 号

東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金
事務局 宛



7 その他

(1) 本通知は既にご申請いただいている医療機関にも情報共有のためお送りしております。

(2) 本補助金の詳細は、保健医療局ホームページをご覧ください。

(3) よくあるご質問と回答につきましては、別紙2をご覧ください。

(4) 申請方法や実施した取組みが補助対象となり得るか等のお問い合わせは、下記のコールセンターまでお願いいたします。

【お問い合わせ先】

東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金 コールセンター

電話番号：0570-0018-085（平日9時～17時）

メール：tokyo_productivity@jtb.com

